

令和5年度

「未来をになう子供たちの応援団基金」からの寄付を希望する団体の募集要綱

1. 目的

令和4年9月、宇陀市在住の88歳の女性が亡くなられました。彼女は、ご自身の財産が残れば、「不登校や、ひきこもりなどで苦しい思いをしていましたり、親からの愛情に恵まれない不遇の子供たちのために」広く使ってほしいという公正証書遺言を遺していました。

格差社会が広がり、多くの家庭が困窮・複雑になっていく中で、児童福祉には、もっと予算や人材を充て、支援活動を充実させていくべきです。しかし、財政難を理由に、十分な公的助成がなされず、子供たちのために骨身を惜しまず活動していても、行政からは十分な補助を得られないという団体は県内にも多く存在しています。

そこで今回の寄付を、多くの支援が必要な子供たちのために有意義に活用していただきため、残された遺産額2527万2731円について、「未来をになう子供たちの応援団基金」とし、広く県内の活動団体に寄付することを目的として、本要綱を定めます。

2. 募集

(1)寄付金の対象となる事業

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに奈良県内で実施される、不登校や、ひきこもりなどで苦しい思いをしていましたり、親からの愛情に恵まれない等の不遇の子供たちのための支援活動。

※公共団体等からの他の補助金の交付や公的保険給付、公的な支援等を受けていてもかまいません。

※対象事業は単年でも継続事業でもかまいません。

(2)寄付金の対象となる方

① 法人格の有無を問わず、団体の規約またはそれに準じるものを備えており、毎年度、予算、決算をしているもの。

② 1年以上活動実績があるもの。

③ 反社会的勢力に属する者が、代表者や従業員、構成員を務めておらず、かつ反社会的勢力とつながりがないもの

(3)寄付金の対象とならない事業

次のような事業は対象となりませんのでご注意ください。

- ・物品の購入や不動産の購入、施設整備のみを目的とした事業
- ・借入金の返済・負債整理の事業
- ・事業の全てを委託する事業
- ・個人的な活動を行う事業
- ・神事や仏事の実施を目的とする事業

- ・特定の人や団体、法人の利益を目的とした事業
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とした事業
- ・周年記念だけを目的とする事業 など

※上記以外でも、本寄付金の趣旨に沿わないと判断される事業は対象外となります。

(4)寄付金の金額

一口 100 万円（合計 25 口）

※対象となる寄付金額が、事業経費の 2 分の 1 以内等の規制はありません。

※対象となる寄付金額が、計画年度内で使い切れなかった場合でも返還は求めません。

(5) 寄付金を受けた団体は、寄付金を活動計画に記載した以外の用途に使用してはいけません。

3. 寄附の申請

①申請期間：令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 5 年 3 月 24 日（金）

②担当窓口：

奈良総合法律事務所（担当弁護士：佐々木育子）

〒634-0804 奈良県橿原市内膳町 5-3-31 フクダ不動産八木駅前ビル 3 階

TEL 0744-23-8611

※申請内容や寄付の可否等、電話やメールではお答えできません。

※申請書類は、メールや FAX では受け付けておりませんので、必ず郵送してください。

4. 申請書類

(1)提出書類

- ①寄付金申請書
- ②団体概要書
- ③寄付金の使い道についての事業計画書
- ④団体の収支決算がわかる書類（令和 4 年度及び令和 5 年度）
- ⑤資産状況一覧表（令和 4 年 12 月 31 日時点）
- ⑥その他添付が求められている書類

【留意事項】

※ 1 団体につき 1 事業のみの申請とします。

※記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から外れます。

※本制度に基づき提出された書類等は返却できません（必ず控えをお取り下さい。）

※本制度に基づき提出される書類等は、すべて A4 サイズで作成して下さい。

(2)提出書類の受付

受付期限 令和 5 年 3 月 24 日（金）までに、郵送にて必着

5. 選考方法

児童福祉に精通している専門家の合議体が、審査基準を設け、申請書類を書面審査の上で、寄付先を決定します。

6. 申請から事業完了までの流れ（予定）

- ◇令和5年2月1日（水）受付開始
- ◇令和5年3月24日（金）申請締め切り
- ◇令和5年3月31日（金）～中旬 選考期間
- ◇令和5年4月下旬 寄付金交付決定通知（不決定通知）発送
- ◇令和5年5月15日 寄付金振込の銀行口座届出締め切り
- ◇令和5年5月25日 寄付金振込
- ◇令和6年3月31日限り 事業報告書提出（事業が複数年度にまたがる場合には中間報告書提出）